

局広報誌「とよなかの上下水道」No. 55 及び 「ミズトキ」Vol. 16 制作業務委託仕様書

【 1 】局広報誌「とよなかの上下水道」No. 55

1. 目 的 全世帯・全事業所に配布する局広報誌として、さまざまな角度から上下水道事業を PR するもの。
2. 全体デザイン わかりやすい紙面構成で幅広い読者層に受け入れられるもの。
3. 題字・表紙デザインの作成
内容の魅力をより直感的に伝え、手に取っていただける広報誌とするため、題字・表紙デザインをリニューアルする。
ラフ案を数点制作し、新デザインを決定する。
4. 規 格 A4 判 4 ページ、フルカラー
紙質は上質紙 A 巻<35 k>と同等
5. 紙 面
 - ・文字 : 11 ポイント（横組み）を基本
 - ・イラスト : 1 ページあたり 5～6 枚程度
 - ・写真 : 1 ページあたり 5～6 枚程度
 - ・広告 : なし
6. 数 量 208,800 部
7. 納 期 令和 8 年（2026 年）9 月 18 日（金）午前中指定
8. 納入場所
(1) 800 枚・・・豊中市上下水道局（豊中市北桜塚 4-11-18）
(2) 208,000 枚・・・上下水道局が指定する場所（池田市豊島南 2-238-1）
上記は発注時点での概数です。正確な納品日及び、枚数は、9 月中旬にご連絡します。
9. 配布対象 豊中市内全世帯と全事業所（「広報とよなか」10 月号に挟み込み）

【 2 】局広報誌「ミズトキ」Vol. 16

1. 目 的 全世帯・全事業所に配布する局広報誌「とよなかの上下水道」と区別し、ターゲットをしぼった読者層にさまざまな角度から上下水道事業を PR するもの。想定読者層は主に 20～40 歳代（未就学児・小中学生の保護者や教職員など）
2. 全体デザイン 行政が発行していることを感じさせない、デザイン性が高いもの。
3. 規 格 A4 判 8 ページ、フルカラー

紙質はマットコート A 巻<57.5k>と同等

4. 紙 面 ・文字 : 12 ポイント (横組み) を基本
: 漢字にはルビをふる。
・広告 : なし
5. 数 量 42,000 部
6. 納 期
(1) 局納品 令和 9 年 (2027 年) 1 月 20 日 (水) 4500 部
(2) 指定場所に配送 令和 9 年 (2027 年) 2 月 1 日もしくは 2 日必着 (早着不可)
7. 納入場所 (1) 豊中市上下水道局 (豊中市北桜塚 4-11-18)
8. 指定配送場所 幼保連帯型認定こども園 (24 園)、豊中市立幼保連携型認定こども園 (24 園)、幼稚園型認定こども園 (12 園)、民間保育所 (園) (52 施設)、事業所内保育事業 (1 施設)、小規模保育事業 A 型 (14 施設)、家庭保育所 (2 施設)、私立幼稚園<新制度> (6 園)、私立幼稚園<従来制度> (7 園)、新規認定こども園 (1 園)、新規保育所 (1 園)
市立小学校 (37 校 (義務教育学校含む))、私立小学校 (1 校)、市立中学校 (18 校 (第四中学校夜間・義務教育学校含む))、私立中学校 (3 校)
大学 2 校・鉄道会社 2 社・銀行 4 社 計 211 カ所
9. ページ構成 (案)
別紙「ミズトキ Vol.16」台割 (案) 参照
※内容やレイアウトは発注者と協議し、必要に応じて変更する。
※取り扱う記事内容については、取材先の案の提供及び調整も含む。

【 3 】 【 1 】 【 2 】 共通仕様

1. 内 容

- (1) 受注者は事前協議への参加、企画、紙面デザイン及びレイアウト、イラストや図表などの作成、版下作成、校正、製版、印刷、納品、最終原稿データ (印刷用・表示用) の提供を行う。
- (2) 原稿やイラスト、写真は原則として受注者が準備する。受注者はすべての写真において必ずプロカメラマンを起用し写真データも納入すること。ただし、必要に応じて発注者が提供する場合がある。
イラストに関しては、著作権等の問題がなければフリー素材の使用も可能。
- (3) 納品までの一切の費用は受注者が負担すること。
(取材の材料費、施設利用料、謝礼など。モデルが必要となる場合は、原則として受注者で用意すること。)
- (4) 受注者は豊富な知識と技術を有する制作スタッフを起用し、紙面の充実と編集作業の円滑な進行を行うこと。
- (5) 編集スケジュールは発注者、受注者両者が協議のもと決定する。

- (6) 受注者は印刷時に文字や画像が正確に表示されているか十分確認すること。

2. 取材および撮影

取材の日時や場所は発注者と協議し、決定する。

取材 2 日、2～3 箇所の予定。現地での取材、撮影を行う。

3. 校 正

デザイン校正 3 回、文字校正は 5 回、色校正 1 回までとする。

4. 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- (4) 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- (5) 本業務における主たる部分は、業務委託仕様書の「【3】1. 内容」の「(1)」に記載している業務である。(ただし、印刷業務は除く)

5. そ の 他

- (1) 広報誌（写真・イラスト等を含む）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定されている権利を含む）は発注者に移転する。
- (2) 受注者は、発注者による広報誌の利用等につき、著作者人格権を行使しない。
- (3) 用紙については、環境に配慮したものとする。
- (4) 発注者が提供したデータ（メディア）、原稿、資料及び写真などは、編集作業終了後、速やかに返却すること。
- (5) 仕様書に明記されていない事項や、やむを得ない事象が起こった場合については、発注者と受注者で協議の上、解決するものとする。
- (6) 広報誌の作成発行及び PDF 形式でのインターネット閲覧にあたり、第三者の著作権等の処理が必要な場合においては、あらかじめすべて受注者の負担において適切に処理し、第三者のいかなる権利も侵害しないこと。